

(2023年6月)

「支払等報告書」に関する事例集 別冊（電子決済手段等編）

＜暗号資産・ステーブルコインの報告＞

- I. 概要
- II. 報告事例集

＜ご利用にあたっての注意事項＞

- 本資料は、電子決済手段等*1の取引について、「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」）等の法令*2に基づき定められた報告書のうち「支払又は支払の受領に関する報告書」（以下「支払等報告書」）を提出していただく際に、実務上の参考としてもらうためのものです。

*1 「電子決済手段等」とは、外為法第6条第1項第9号に規定する「電子決済手段等」、すなわち、次のものをいいます。

- ①電子決済手段…資金決済に関する法律第2条第5項に定める電子決済手段（いわゆるデジタルマネー類似型のステーブルコイン、すなわち、本邦通貨又は外国通貨の価値と連動した価格（例：1コイン＝1円）で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずるものが該当します。）
- ②暗号資産……資金決済に関する法律第2条第14項に定める暗号資産（ビットコイン、イーサリアム、上記①以外のステーブルコイン等が該当します。）

*2 「外国為替及び外国貿易法」、「外国為替令」、「外国為替に関する省令」、「外国為替の取引等の報告に関する省令」等。

I. 概要……………「支払又は支払の受領」に該当する電子決済手段等の取引について基本的な考え方を説明しています。
（IIの報告事例をご覧ください）

II. 報告事例集……よくある取引事例に基づいて、外為法上の考え方と報告要否、具体的な報告方法について解説を付して取り纏めています。（類似取引事例を見つけ、支払等報告書を記入する際の参考としてご利用ください）

ここでの事例は、暗号資産の取引として説明していますが、電子決済手段の取引も考え方は同様です。電子決済手段の取引の場合は、「暗号資産」、「（暗号資産）交換業者」を、それぞれ「電子決済手段」、「電子決済手段等取引業者」に読み替えてください。なお、取引の対象が「暗号資産」であるか「電子決済手段」であるかの判別が難しい場合、「支払又は支払の受領の目的」欄には「電子決済手段等」の取引として記入することで差し支えありません。

- 法令および支払等報告書に関する概要は、「「支払等報告書」に関する事例集」のI. 概要解説をご覧ください。

- 本資料では、利用者の利便性に鑑み、極力平易な表現を用いています。また、特殊な外為法上の規定については一部割愛しています。従って、法律上の正確な定義や文言については、本資料と併せて、法令や日銀HPに掲載される報告書の記入の手引をご参照ください。

また、II. 報告事例集に示した作成方法については、記載した事実関係を前提としています。このため、前提条件が異なれば、報告内容も異なりますのでご注意ください。特に提出要否を判断する時は、法令を必ずご確認ください。

■本資料で用いる用語の略語一覧

略 語	正式名称等
外為法	外国為替及び外国貿易法
報告省令	外国為替の取引等の報告に関する省令
支払等報告書	支払又は支払の受領に関する報告書 <別紙様式1~4>
支払等報告書（経由）	支払又は支払の受領に関する報告書 （銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領）<別紙様式3、4>
支払等報告書（非経由）	支払又は支払の受領に関する報告書 （銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領）<別紙様式1、2>
支払等	支払又は支払の受領
受領	支払の受領
国収項目番号	国際収支項目番号
本邦の交換業者、 本邦の暗号資産交換業者	本邦にある資金決済に関する法律第2条第16項に定める暗号資産交換業者をいいます。
外国の交換業者、 外国の暗号資産交換業者	外国に所在して暗号資産交換業（資金決済に関する法律第2条第15項に定める暗号資産交換業をいいます。）と同種類の業務を行う者をいいます。

■本文中、該当条文を示す場合（例）

1②二イ	第1条第2項2号イ
------	-----------

I. 概要

■ 報告を要する電子決済手段等の取引

「当事者間において電子決済手段等に移転する行為」が支払等に該当します*1。従って、1回の移転の金額が3,000万円相当額を超える場合、報告省令1②の免除規定に該当しなければ、支払等報告書の提出が必要です。（但し、通関を伴う貨物の輸出入の対価である場合は報告不要です。）

*1 支払等の範囲は、財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和55年11月29日蔵国第4672号）により定められています。

■ 「電子決済手段等の移転」とは

ここでいう「電子決済手段等に移転する行為」（以下「電子決済手段等の移転」）とは、原則として、ウォレットアドレスから他のウォレットアドレスへの電子決済手段等の送付をいいます。暗号資産交換業者や電子決済手段等取引業者（以下「業者」）が顧客の電子決済手段等を他の顧客の電子決済手段等と混蔵して一または複数のウォレットアドレスで管理している場合は、同一のウォレットアドレスで管理される顧客のアカウントから他の顧客のアカウントへの付け替えも「電子決済手段等の移転」に含みます。本稿では、電子決済手段等を扱うために業者が提供するウォレットアプリ等を用いて開設される顧客のアカウントを「（電子決済手段等の）口座」といいます。電子決済手段等の移転を受ける行為、すなわち、ウォレットアドレス又はアカウントにおいて電子決済手段等の送付を受けることは「支払の受領」に該当します。

支払等の報告において、電子決済手段等に移転させる主体（すなわち、支払等の当事者）は、電子決済手段等の保有者であり、顧客の電子決済手段等を管理している業者ではありません。また、業者と保有者の間の管理契約に基づいて電子決済手段等の移転を求める権利が発生したり消滅したりすること*2自体は、両者間の「移転」に該当しません。従って、他者から電子決済手段等の移転を受け、口座の預け残高が増加することとなった場合は、「当該他者から保有者に対する移転」であり、「保有者から業者に対する移転」ではありません。

*2 本稿では、業者と保有者の間の管理契約に基づいて電子決済手段等の移転を求める権利を発生させることを「電子決済手段等の預入れ／預かり」、当該権利を消滅させることを「電子決済手段等の払戻し」といいます。

報告の要否に係る「本邦」／「外国」の判断は、電子決済手段等を管理している主体（業者や保有者）の所在地又は居住地に基づいて行います。

II. 報告事例集

目次

<事例1> 本邦の交換業者から外国の交換業者への暗号資産の預け替え

Aは本邦の暗号資産交換業者Bに開設した口座から外国の暗号資産交換業者Cに開設した口座に暗号資産を預け替えました。

<事例2> 外国の交換業者から外国の別の交換業者への暗号資産の預け替え

Aは外国の暗号資産交換業者Bに開設した口座から外国の別の暗号資産交換業者Cに開設した口座に暗号資産を預け替えました。

<事例3> 外国の交換業者に暗号資産を預け入れて他の暗号資産と交換

Aは自己が管理するウォレットアドレスから外国の暗号資産交換業者Bに開設した口座に暗号資産 α を移転し、Bとの間で当該暗号資産 α と他の暗号資産 β を交換しました。AがBから受け取った暗号資産 β は、Bに開設した口座で管理されています。

<事例4> 外国の交換業者に法定通貨を預け入れて暗号資産を購入（預入期間10日超の場合）

Aは外国の暗号資産交換業者Bに開設した口座に本邦の銀行を通じて米国ドルを送金し、Bから暗号資産を購入しました。Aが購入した暗号資産は、Bに開設した口座で管理されています。

<事例5> 非居住者から暗号資産を購入し、外国の交換業者を利用して受け渡し

Aは非居住者Cから米国ドルで暗号資産を購入し、外国の暗号資産交換業者Bに開設した口座で受け取りました。Cは別の外国の暗号資産交換業者Dを利用しています。

<事例6> 非居住者から外国の交換業者に預けていた暗号資産を預かり

A(暗号資産交換業者)は非居住者Bから暗号資産を預かりました。当該暗号資産は、Bが外国の暗号資産交換業者Cに開設した口座から、BがAに開設した口座に移動したものです。

<事例7> 非居住者から預かっていた暗号資産を外国の交換業者に移動

A(暗号資産交換業者)は非居住者Bから預かっていた暗号資産をBが外国の暗号資産交換業者Cに開設した口座に移動しました。

<事例8> 非居住者が本邦の交換業者間で暗号資産を預け替え

A(暗号資産交換業者)は非居住者Bから暗号資産を預かりました。当該暗号資産は、Bが本邦の別の暗号資産交換業者Cに開設した口座から、BがAに開設した口座に移動したものです。

<事例9> 本邦の交換業者の非居住者顧客が、別の非居住者が本邦の別の交換業者に預けていた暗号資産を受領

A(暗号資産交換業者)は非居住者Bから暗号資産を預かりました。当該暗号資産は、非居住者Dが本邦の暗号資産交換業者Cに開設した口座から、BがAに開設した口座に移動したものです。

<事例10> 居住者が非居住者に対して暗号資産を売却し、本邦の交換業者に開設した口座で受け払い

Aは非居住者Bに暗号資産を売却し、対価として円を受け取りました。当該暗号資産は、Aが本邦の暗号資産交換業者Cに開設した口座から、Bが本邦の別の暗号資産交換業者Dに開設した口座に移動しました。

<事例11> 本邦の交換業者の媒介によって非居住者に暗号資産を売却

Aは、本邦の暗号資産交換業者Cの媒介により、非居住者Bに暗号資産を売却しました(対価は円)。当該暗号資産は、AがCに開設した口座から、BがCに開設した口座に移動しました。

<事例12> 本邦の交換業者に開設した口座で暗号資産により非居住者に支払

Aは、非居住者Bに特許使用料を暗号資産で支払いました。当該暗号資産は、Aが本邦の暗号資産交換業者Cに開設した口座から、BがCに開設した口座に移動しました。

<事例13> 外国の交換業者に預けていた暗号資産を別の非居住者に貸付

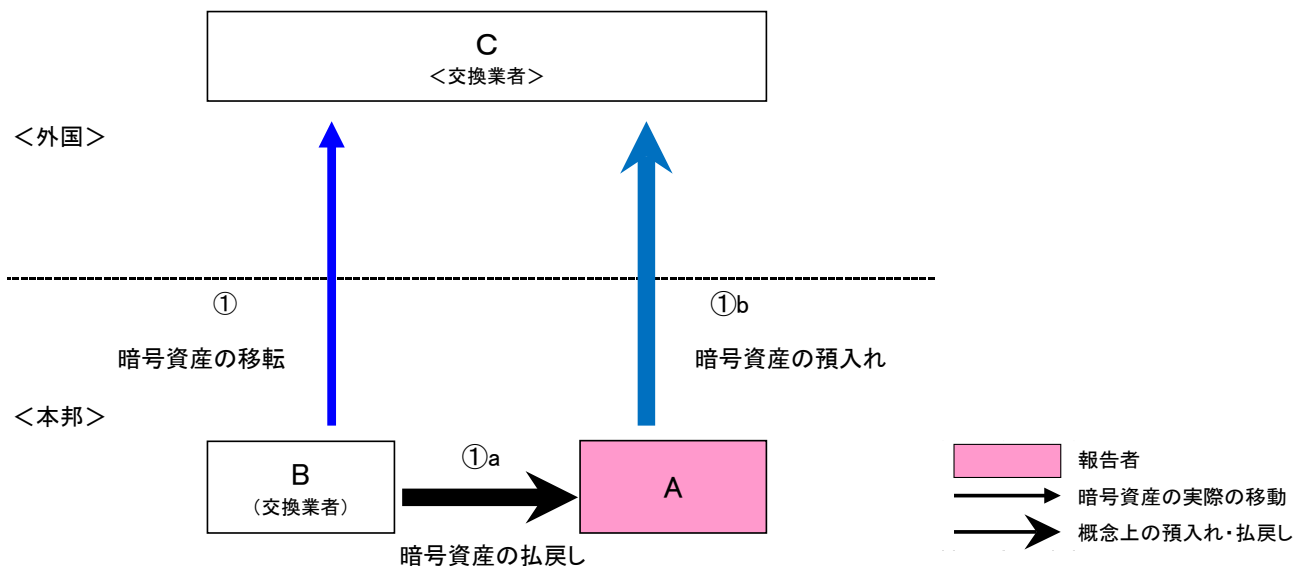
Aは外国の暗号資産交換業者Bに開設した口座で保有していた暗号資産を非居住者Cに貸し付けました。

<事例14> 非居住者から暗号資産を借入れ、外国の交換業者を利用して受け渡し

Aは非居住者Cから暗号資産を借入れ、外国の暗号資産交換業者Bに開設した口座で受け取りました。

<事例1> 本邦の交換業者から外国の交換業者への暗号資産の預け替え

Aは本邦の暗号資産交換業者Bに開設した口座から外国の暗号資産交換業者Cに開設した口座に暗号資産を預け替えました。



▼必要となる「支払等報告書」

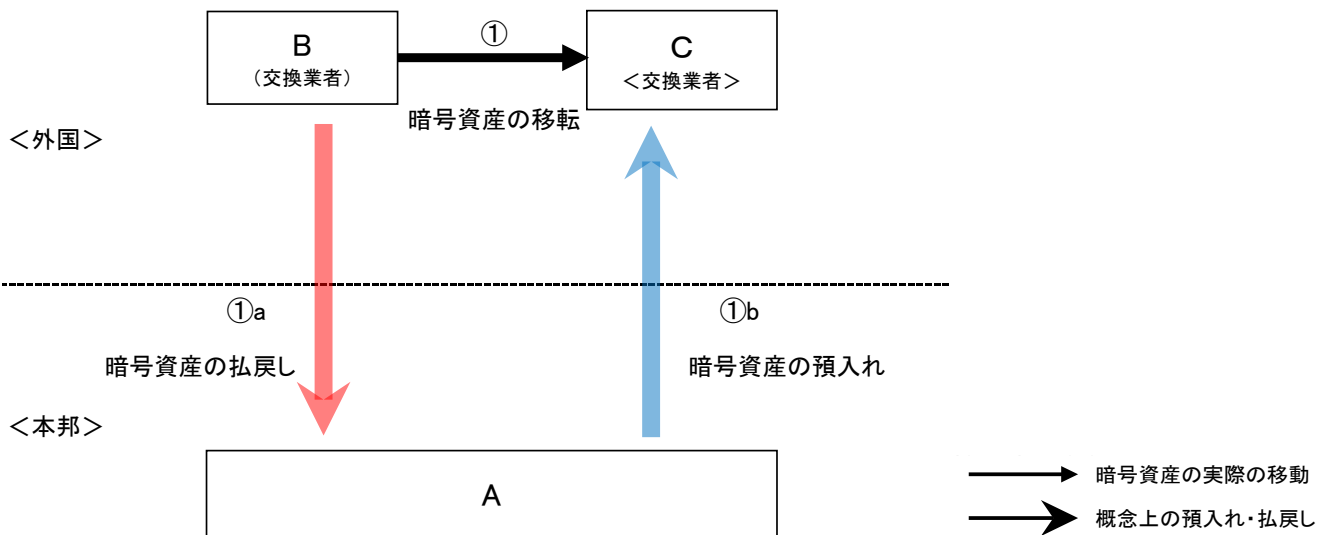
	①
報告義務発生時	①の実行時
経由/非経由 〔報告様式〕	非経由 〔様式1or2〕
報告者	A
取引相手	A
金額	(暗号資産を円換算)
支払/受領	支払
支払/受領の 原因となる取引	外国の暗号資産 口座への預入れ
国収項目番号	1100

<ポイント>

- 本邦の交換業者Bが管理する口座から外国の交換業者Cが管理する口座への暗号資産の移転であり、本邦から外国に向けた支払に該当します。支払の当事者はAです。取引の相手方もAです。外国の口座から本邦の口座に暗号資産を取寄せた場合は、支払の受領として報告してください。
- Bは支払等の当事者ではないので報告不要です。

<事例2> 外国の交換業者から外国の別の交換業者への暗号資産の預け替え

Aは外国の暗号資産交換業者Bに開設した口座から外国の別の暗号資産交換業者Cに開設した口座に暗号資産を預け替えました。



▼必要となる「支払等報告書」

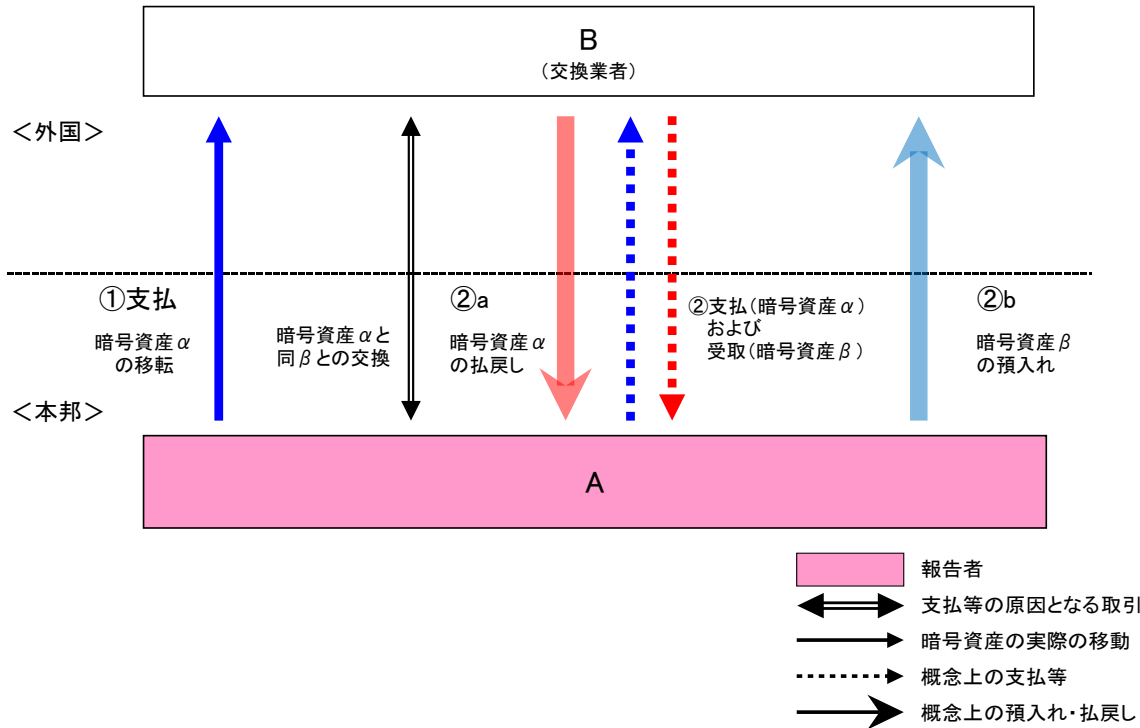
	①
報告義務発生時	外国において居住者がした支払等であり、かつ非居住者との間で行った支払等でないため報告対象外
経由/非経由 〔報告様式〕	
報告者	
取引相手	
金額	
支払/受領	
支払/受領の原因となる取引	
国収項目番号	

<ポイント>

- 外国の交換業者Bが管理する口座から外国の交換業者Cが管理する口座への暗号資産の移転であり、外国における支払および支払の受領に該当します。支払および支払の受領の当事者はAです。
- 居住者がした外国における支払等であり、かつ、非居住者との間で行った支払等ではないので、報告対象外です（法55①）。

<事例3>外国の交換業者に暗号資産を預け入れて他の暗号資産と交換

Aは自己が管理するウォレットアドレスから外国の暗号資産交換業者Bに開設した口座に暗号資産 α を移転し、Bとの間で当該暗号資産 α と他の暗号資産 β を交換しました。AがBから受け取った暗号資産 β は、Bに開設した口座で管理されています。



▼必要となる「支払等報告書」

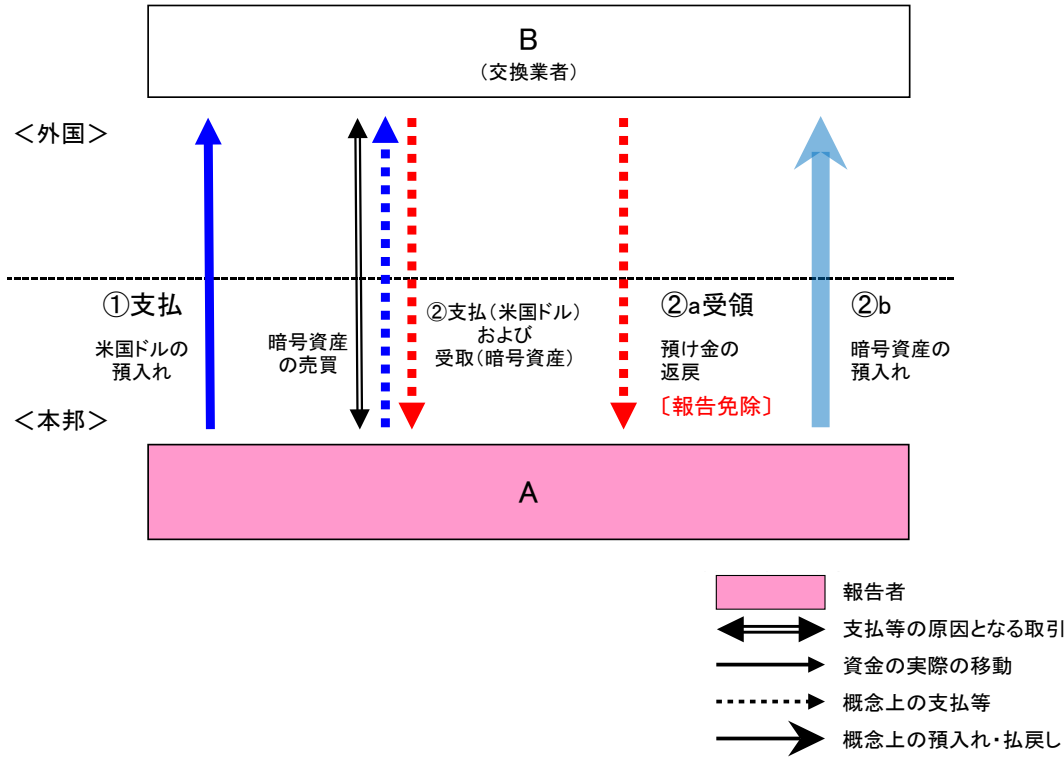
	①	②-1	②-2
報告義務発生時	①の実行時	②の実行時	②の実行時
経由/非経由 〔報告様式〕	非経由 〔様式1or2〕	非経由 〔様式1or2〕	非経由 〔様式1or2〕
報告者	A	A	A
取引相手	A	B	B
金額	(暗号資産 α を円換算)	(暗号資産 α を円換算)	(暗号資産 β を円換算)
支払/受領	支払	支払	受領
支払/受領の 原因となる取引	外国の暗号資産 口座への預入れ	暗号資産同士の 交換	暗号資産同士の 交換
国収項目番号	1100	1100	1100

<ポイント>

- ①は、居住者Aの管理するウォレットアドレスから外国の交換業者Bが管理する口座への暗号資産の移転であり、本邦から外国に向けた支払に該当します。
- ②は、居住者Aが非居住者Bとの間で行った暗号資産と他の暗号資産との交換であり、Bが管理するAの口座とB自身の口座との間で暗号資産が移転します。Aにとって、Bへの暗号資産 α の譲渡が支払(②-1)、Bからの暗号資産 β の譲受が支払の受領(②-2)に該当します。
- 交換に伴うBからAへの暗号資産 α の払戻し(②a)およびAがBから受け取った暗号資産 β のBへの預入れ(②b)は、暗号資産の移転ではないので、支払等に該当しません。

<事例4>外国の交換業者に法定通貨を預け入れて暗号資産を購入（預入期間10日超の場合※）

Aは外国の暗号資産交換業者Bに開設した口座に本邦の銀行を通じて米国ドルを送金し、Bから暗号資産を購入しました。Aが購入した暗号資産は、Bに開設した口座で管理されています。



▼必要となる「支払等報告書」

	①	②-1	②-2	②a[報告免除]
報告義務発生時	①の実行時	②の実行時	②の実行時	②の実行時
経由/非経由 [報告様式]	経由 [様式3or4]	非経由 [様式1or2]	非経由 [様式1or2]	非経由 [様式1or2]
報告者	A	A	A	A
取引相手	B	B	B	B
金額	(US\$)	(US\$)	(暗号資産を円換算)	(US\$)
支払/受領	支払	支払	受領	受領
支払/受領の原因となる取引	預け金の支払	暗号資産の売買	暗号資産の売買	預け金の返戻
国収項目番号	875	1100	1100	875

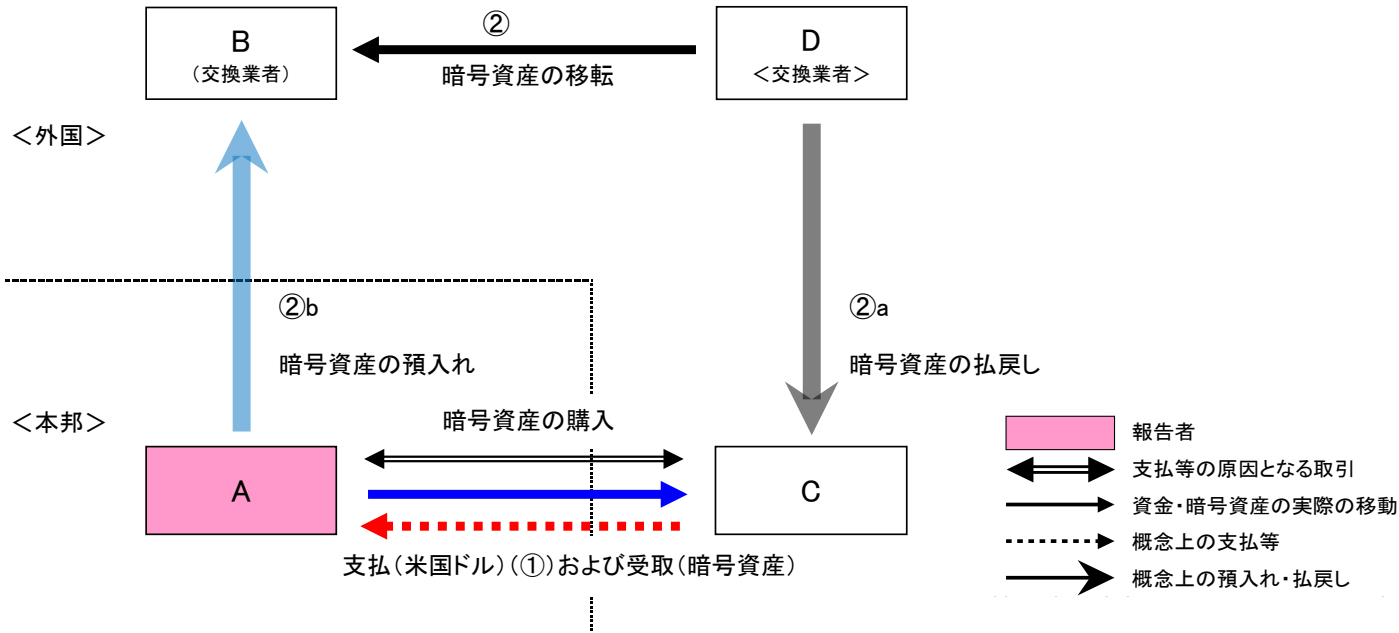
※ 預入期間が10日以内の場合は、①を暗号資産の売買（1100）として報告します。この場合、②-1は報告不要です。

<ポイント>

- ②は、居住者（A）が非居住者（B）との間で行った米国ドルの支払（②-1）、暗号資産の移転（支払の受領。②-2）、および米国ドル預け金の返戻（支払の受領。②a）です。②aの預け金に係る返戻金の受領の報告は免除（報告省令1②-イ）されています。
- AがBから受け取った暗号資産のBへの預入れ（②b）は、暗号資産の移転ではないので、支払等に該当しません。

<事例5> 非居住者から暗号資産を購入し、外国の交換業者を利用して受け渡し

Aは非居住者Cから米国ドルで暗号資産を購入し、外国の暗号資産交換業者Bに開設した口座で受け取りました。Cは別の外国の暗号資産交換業者Dを利用しています。



▼必要となる「支払等報告書」

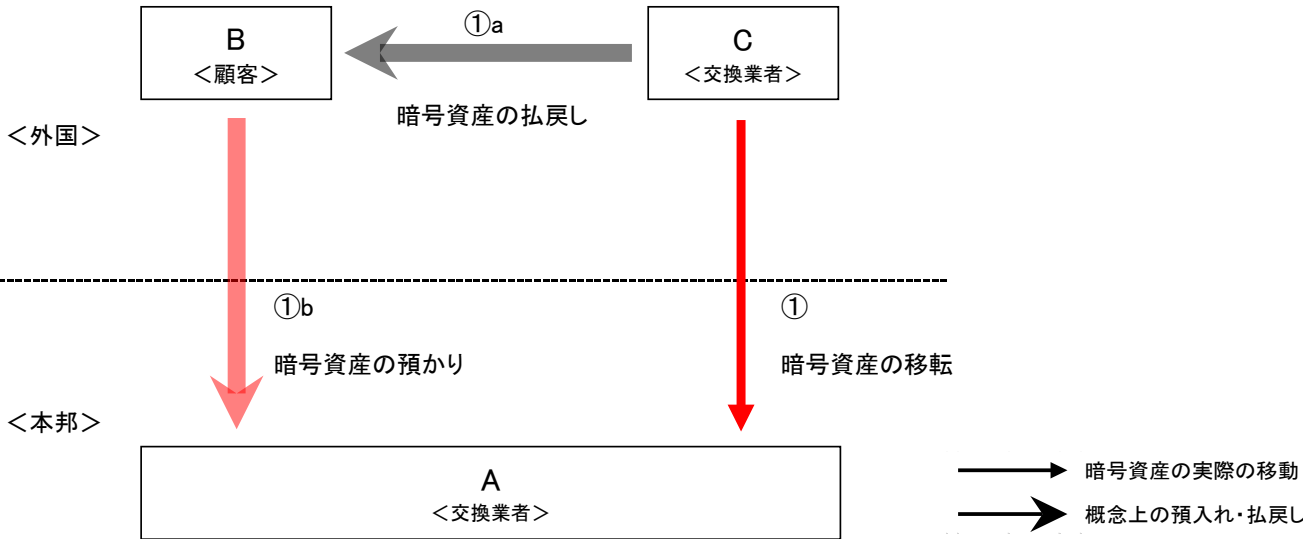
	①	②
報告義務発生時	①の実行時	②の実行時
経由/非経由 〔報告様式〕	経由/非経由	非経由 〔様式1or2〕
報告者	A	A
取引相手	C	C
金額	(US\$)	(暗号資産を円換算)
支払/受領	支払	受領
支払/受領の原因となる取引	暗号資産の売買	暗号資産の売買
国収項目番号	1100	1100

<ポイント>

- 居住者(A)が非居住者(C)との間で行った米国ドルの支払(①)および暗号資産の移転(支払の受領。②)です。
- AがCから受け取った暗号資産のBへの預入れ(②b)は、暗号資産の移転ではないので、支払等に該当しません。
- なお、外国の交換業者Bの媒介等によって暗号資産の売買や他の暗号資産との交換を行った場合において、その取引がBとの相対取引なのか媒介等によるものか不明のときや、媒介等に係る取引の相手方が不明のときは、Bを相手方として売買・交換を行ったものとして報告をして差し支えありません。

<事例6>非居住者から外国の交換業者に預けていた暗号資産を預かり

A（暗号資産交換業者）は非居住者Bから暗号資産を預かりました。当該暗号資産は、Bが外国の暗号資産交換業者Cに開設した口座から、BがAに開設した口座に移動したものです。



▼必要となる「支払等報告書」

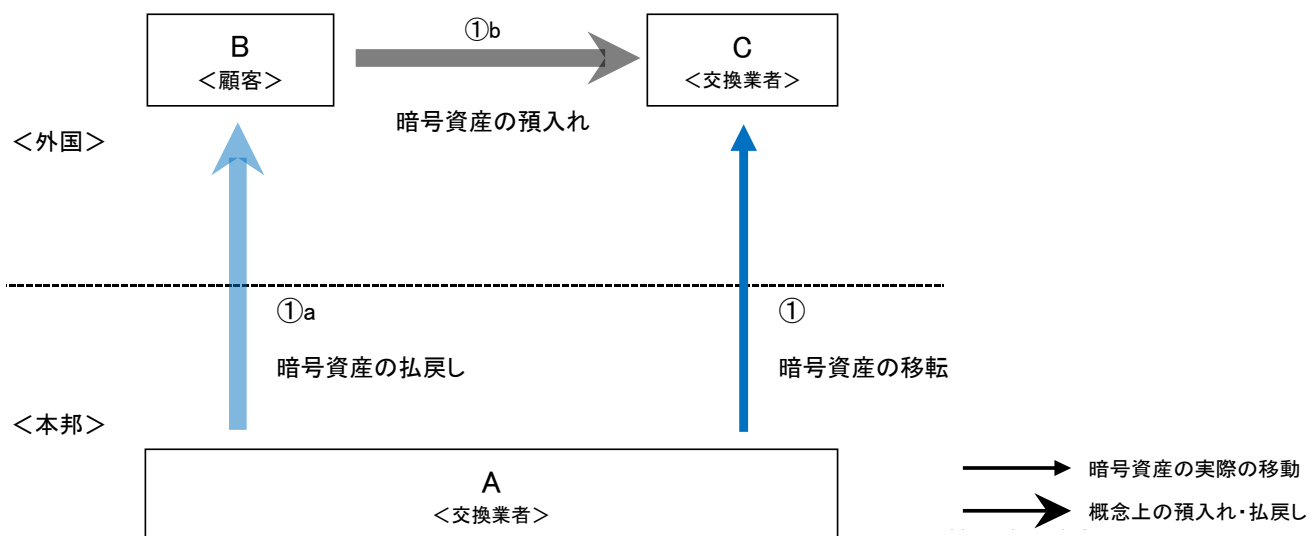
	①
報告義務発生時	非居住者(B)が した外国から 本邦へ向けた 支払の受領 であるため 報告免除
経由/非経由 〔報告様式〕	
報告者	
取引相手	
金額	
支払/受領	
支払/受領の 原因となる取引	
国収項目番号	

<ポイント>

- 外国の交換業者Cが管理する口座から本邦の交換業者Aが管理する口座への暗号資産の移転であり、外国から本邦に向けた支払の受領に該当します。支払の受領の当事者はBです。
- 非居住者がした外国から本邦へ向けた支払の受領の報告は免除（報告省令1②柱書）されています。
- Aは支払等の当事者ではないので報告不要です。

<事例7>非居住者から預かっていた暗号資産を外国の交換業者に移動

A（暗号資産交換業者）は非居住者Bから預かっていた暗号資産をBが外国の暗号資産交換業者Cに開設した口座に移動しました。



▼必要となる「支払等報告書」

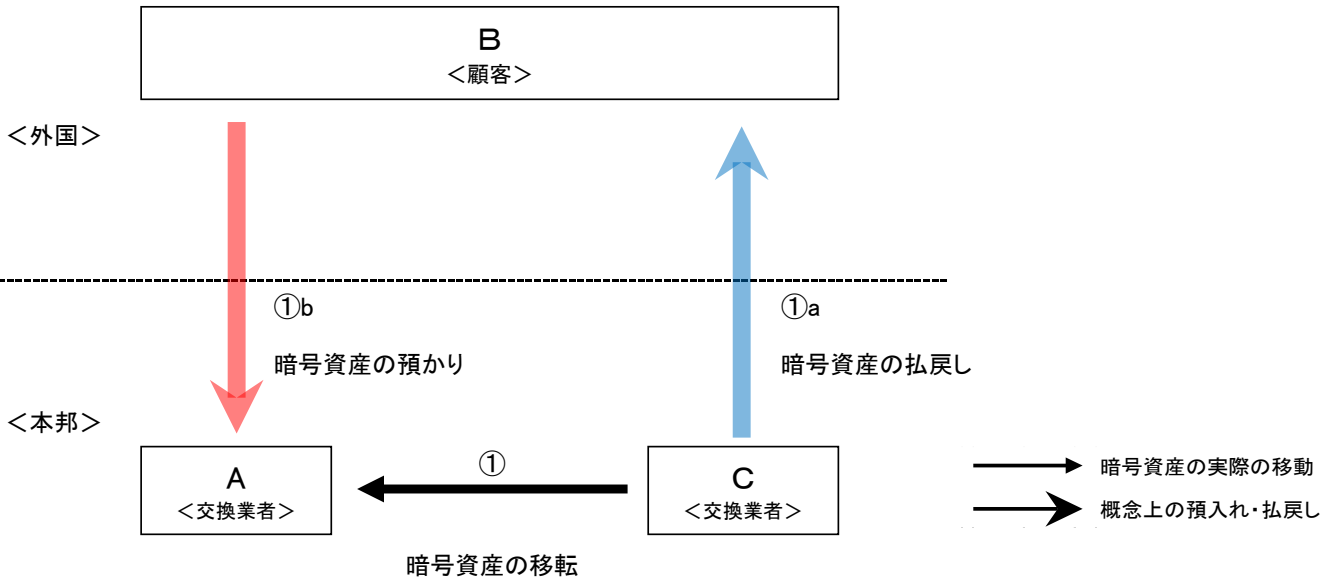
	①
報告義務発生時	非居住者(B)が した本邦から 外国へ向けた 支払であるため 報告免除
経由/非経由 〔報告様式〕	
報告者	
取引相手	
金額	
支払/受領	
支払/受領の 原因となる取引	
国収項目番号	

<ポイント>

- 本邦の交換業者Aが管理する口座から外国の交換業者Cが管理する口座への暗号資産の移転であり、本邦から外国に向けた支払に該当します。支払の当事者はBです。
- 非居住者がした本邦から外国へ向けた支払の報告は免除（報告省令1②柱書）されています。
- Aは支払等の当事者ではないので報告不要です。

<事例8>非居住者が本邦の交換業者間で暗号資産を預け替え

A（暗号資産交換業者）は非居住者Bから暗号資産を預かりました。当該暗号資産は、Bが本邦の別の暗号資産交換業者Cに開設した口座から、BがAに開設した口座に移動したものです。



▼必要となる「支払等報告書」

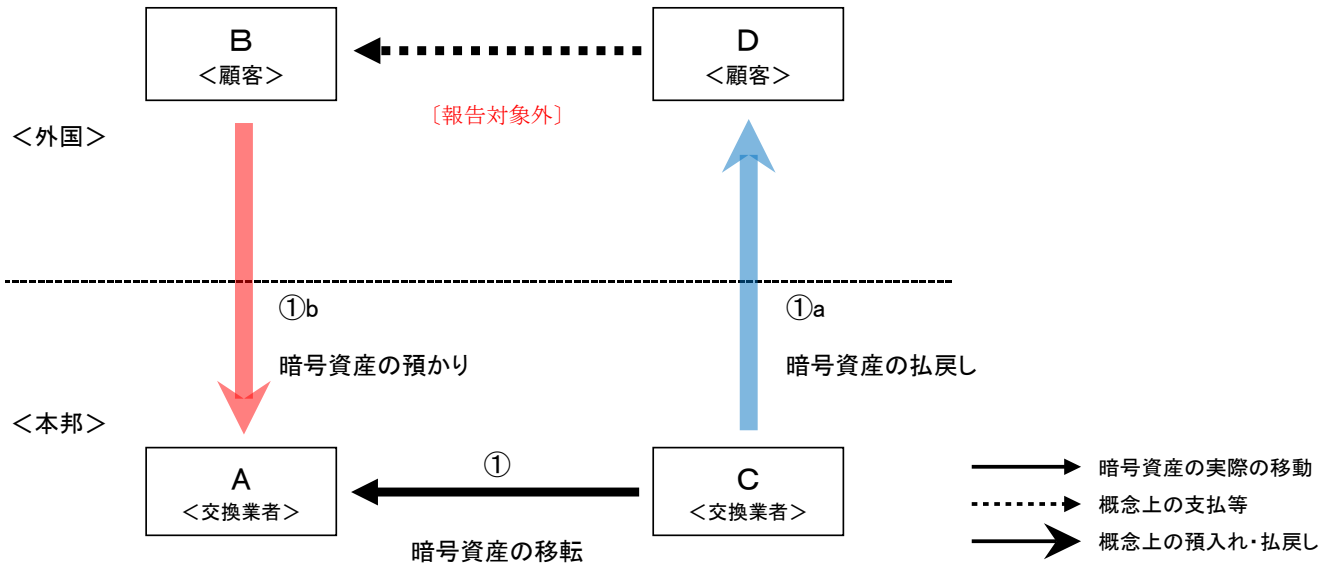
	①
報告義務発生時	本邦において 非居住者が行った 支払等であるため 報告対象外
経由/非経由 〔報告様式〕	
報告者	
取引相手	
金額	
支払/受領	
支払/受領の 原因となる取引	
国収項目番号	

<ポイント>

- 本邦の交換業者Cが管理する口座から本邦の交換業者Aが管理する口座への暗号資産の移転であり、本邦における支払および支払の受領に該当します。支払および支払の受領の当事者はBです。
- 非居住者がした本邦における支払等は報告対象外（法55①）です。
- AおよびCは、支払等の当事者ではないので報告不要です。

＜事例9＞本邦の交換業者の非居住者顧客が、別の非居住者が本邦の別の交換業者に預けていた暗号資産を受領

A（暗号資産交換業者）は非居住者Bから暗号資産を預かりました。当該暗号資産は、非居住者Dが本邦の暗号資産交換業者Cに開設した口座から、BがAに開設した口座に移動したものです。



▼必要となる「支払等報告書」

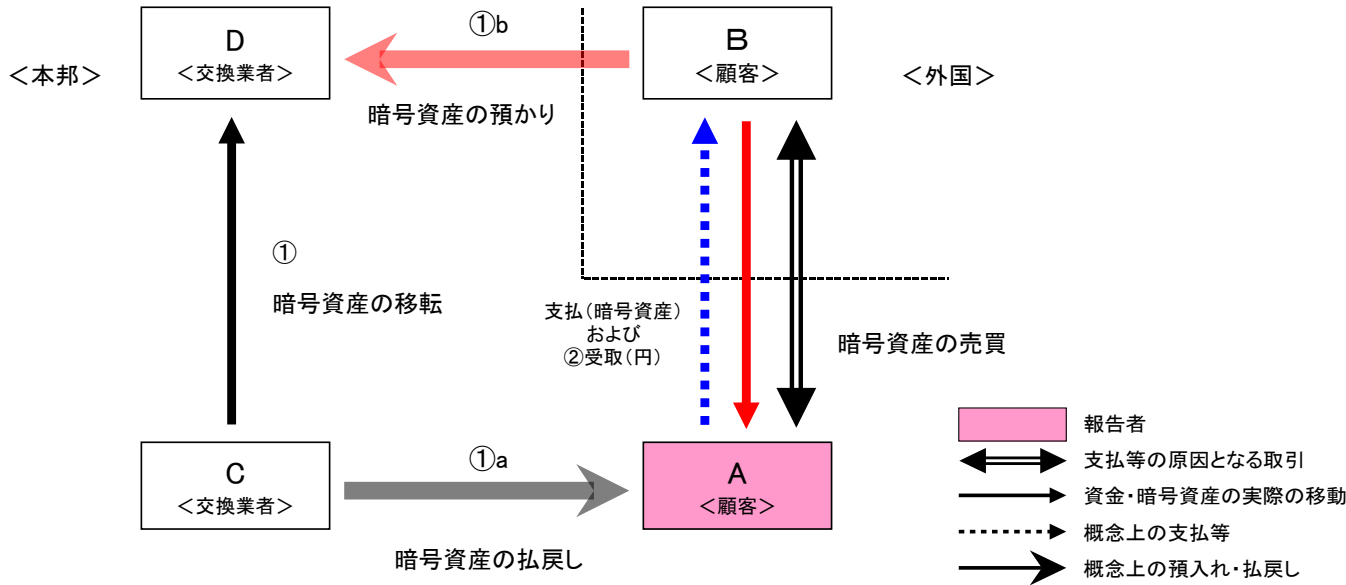
	①
報告義務発生時	本邦において非居住者間（BおよびD）で行われた支払等であるため報告対象外
経由/非経由〔報告様式〕	
報告者	
取引相手	
金額	
支払/受領	
支払/受領の原因となる取引	
国収項目番号	

＜ポイント＞

- 本邦の交換業者Cが管理する口座から本邦の交換業者Aが管理する口座への暗号資産の移転であり、本邦における支払および支払の受領に該当します。支払の当事者はD、支払の受領の当事者はBです。
- 非居住者がした本邦における支払等は報告対象外（法55①）です。
- AおよびCは、支払等の当事者ではないので報告不要です。

<事例10> 居住者が非居住者に対して暗号資産を売却し、本邦の交換業者に開設した口座で受け払い

Aは非居住者Bに暗号資産を売却し、対価として円を受け取りました。当該暗号資産は、Aが本邦の暗号資産交換業者Cに開設した口座から、Bが本邦の別の暗号資産交換業者Dに開設した口座に移動しました。



▼必要となる「支払等報告書」

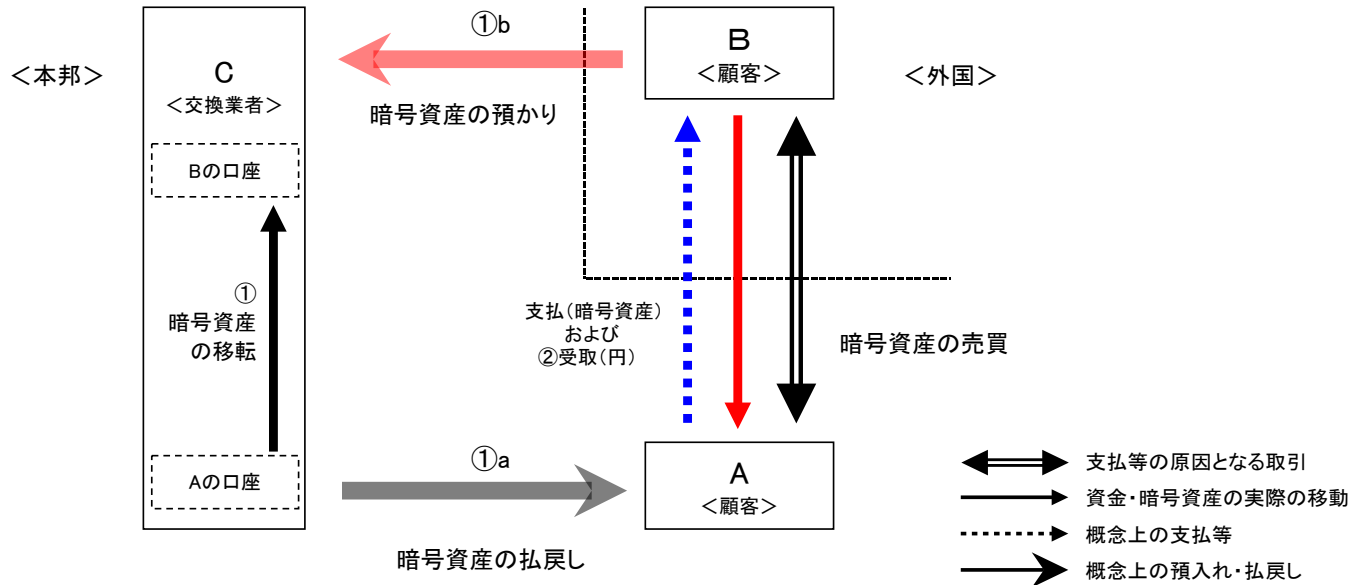
	①	②
報告義務発生時	①の実行時	②の実行時
経由/非経由 〔報告様式〕	非経由 〔様式1or2〕	経由/非経由
報告者	A	A
取引相手	B	B
金額	(暗号資産を円換算)	(円)
支払/受領	支払	受領
支払/受領の 原因となる取引	暗号資産の売買	暗号資産の売買
国収項目番号	1100	1100

<ポイント>

- 居住者（A）が非居住者（B）との間で行った暗号資産の移転（支払①）および円の受取（支払の受領②）です。
- Dは支払等の当事者ではないので報告不要です。

<事例11> 本邦の交換業者の媒介によって非居住者に暗号資産を売却

Aは、本邦の暗号資産交換業者Cの媒介により、非居住者Bに暗号資産を売却しました（対価は円）。当該暗号資産は、AがCに開設した口座から、BがCに開設した口座に移動しました。



▼必要となる「支払等報告書」

	①[報告免除]	②[報告免除]
報告義務発生時	①の実行時	②の実行時
経由/非経由 [報告様式]	非経由 [様式1or2]	経由/非経由
報告者	A	A
取引相手	B	B
金額	(暗号資産を円換算)	(円)
支払/受領	支払	受領
支払/受領の原因となる取引	暗号資産の売買	暗号資産の売買
国収項目番号	1100	1100

<ポイント>

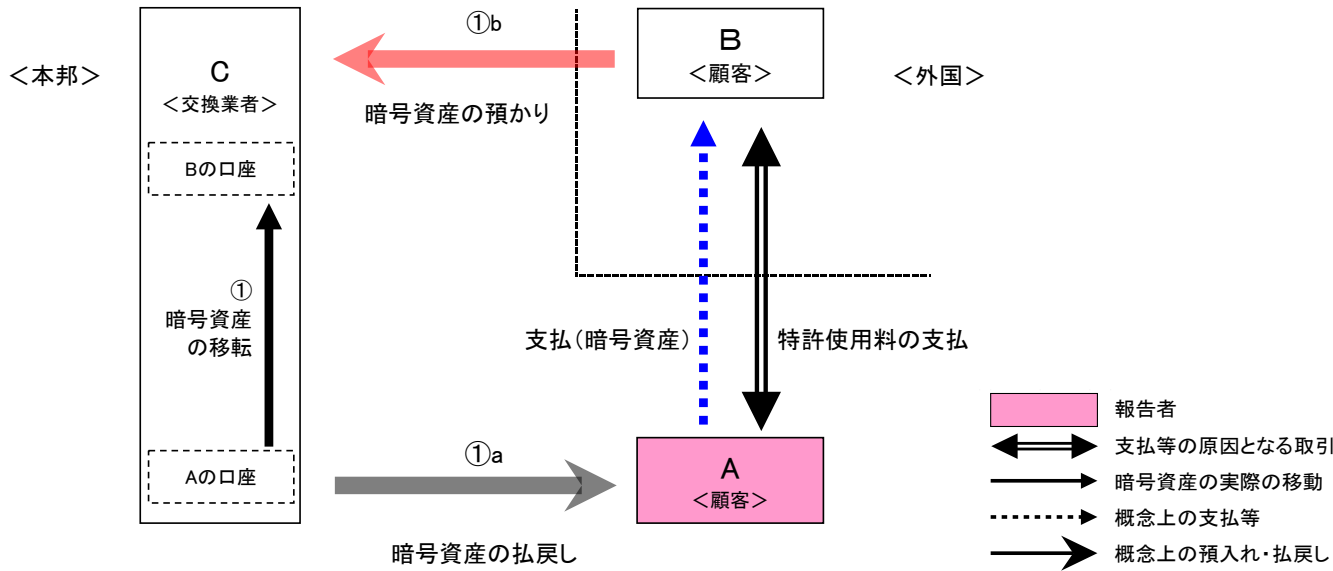
- 居住者（A）が非居住者（B）との間で行った暗号資産の売買に係る支払および支払の受領です。
- 暗号資産の売買や他の暗号資産との交換が本邦の暗号資産交換業者Cの媒介、取次ぎ、または代理（以下、媒介等）によってされた場合、当該取引に係る支払等の報告は免除（報告省令1②一チ）されています。
- Cは支払等の当事者ではないので支払等の報告は不要です。

<関連する報告書>

- Cは、「暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る媒介等に関する報告書」（様式23）または「暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る媒介等に関する報告書（一括報告分）」（様式24）の提出が必要です。

<事例12> 本邦の交換業者に開設した口座で暗号資産により非居住者に支払

Aは、非居住者Bに特許使用料を暗号資産で支払いました。当該暗号資産は、Aが本邦の暗号資産交換業者Cに開設した口座から、BがCに開設した口座に移動しました。



▼必要となる「支払等報告書」

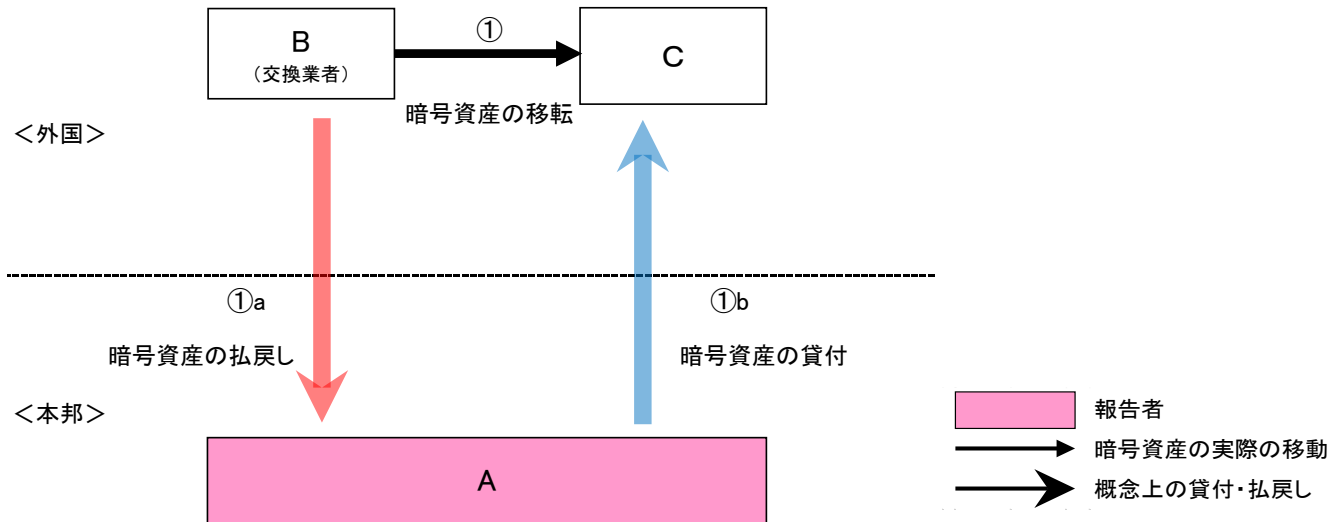
	①
報告義務発生時	①の実行時
経由/非経由 〔報告様式〕	非経由 〔様式1or2〕
報告者	A
取引相手	B
金額	(暗号資産を円換算)
支払/受領	支払
支払/受領の 原因となる取引	特許使用料 の支払
国収項目番号	451

<ポイント>

- 居住者(A)が非居住者(B)との間で行った暗号資産の移転(支払)です。
- Cは支払等の当事者ではないので報告不要です。

<事例13> 外国の交換業者に預けていた暗号資産を別の非居住者に貸付

Aは外国の暗号資産交換業者Bに開設した口座で保有していた暗号資産を非居住者Cに貸し付けました。



▼必要となる「支払等報告書」

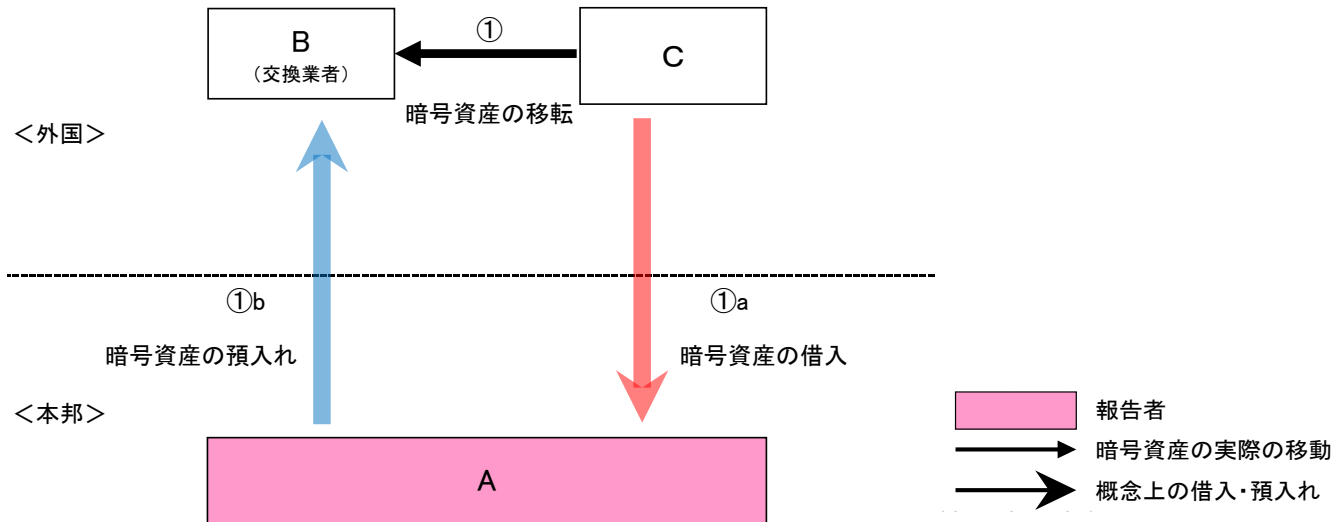
	①b
報告義務発生時	①の実行時
経由/非経由 〔報告様式〕	非経由 〔様式1or2〕
報告者	A
取引相手	C
金額	(暗号資産を円換算)
支払/受領	支払
支払/受領の 原因となる取引	暗号資産の 貸付の実行
国収項目番号	820/823/826/ 827/871/872

<ポイント>

- AからCへの貸付（①b）は、居住者（A）が非居住者（C）との間で行った暗号資産の移転（支払）です。金銭の貸付に準じて、Cとの関係や貸付期間等に
応じた国収項目番号で報告してください。Cからの貸付の回収は、支払の受領として報告してください。
- Cへの貸付の実行に伴うBからの払戻し（①a）や、Cからの貸付の回収に伴うBへの預入れは、暗号資産の移転ではないので、支払等に該当しません。

<事例14> 非居住者から暗号資産を借入れ、外国の交換業者を利用して受け渡し

Aは非居住者Cから暗号資産を借入れ、外国の暗号資産交換業者Bに開設した口座で受け取りました。



▼必要となる「支払等報告書」

	①a
報告義務発生時	①の実行時
経由/非経由 [報告様式]	非経由 [様式1or2]
報告者	A
取引相手	C
金額	(暗号資産を円換算)
支払/受領	受領
支払/受領の 原因となる取引	暗号資産の 借入の実行
国収項目番号	920/923/926/ 927/971/972

<ポイント>

- AのCからの借入(①a)は、居住者(A)が非居住者(C)との間で行った暗号資産の移転(支払の受領)です。金銭の借入に準じて、Cとの関係や借入期間等に応じた国収項目番号で報告してください。Cに対する借入の返済は、支払として報告してください。
- Cからの借入の実行に伴うBへの預入れ(①b)や、Cに対する借入の返済に伴うBからの払戻しは、暗号資産の移転ではないので、支払等に該当しません。